

事務連絡
平成27年9月18日

各介護サービス事業者 御中

東京都福祉保健局高齢社会対策部
介護保険課

長期入所者等がマイナンバー通知カードを入所先等で受け取るに
当たっての居所情報の登録申請等について（再依頼）

日頃より、東京都の介護保険行政にご協力いただきありがとうございます。
標記の件につきましては、平成27年8月27日付け事務連絡でお知らせしたところです
が、厚生労働省老健局より、別添のとおり更なる周知等について通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、既にご対応いただいているところとは存じますが、引き続きご協力いただ
くようお願いします。

【担当】
東京都 福祉保健局 高齢社会対策部
介護保険課 介護事業者係
電話 03-5320-4274

老総発0916第2号
老高発0916第1号
老健発0916第2号
平成27年9月16日

各都道府県 介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局総務課長
(公印省略)
厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公印省略)
厚生労働省老健局老人保健課長
(公印省略)

長期入所者等がマイナンバー通知カードを入所等先で受け取るに当たっての
居所情報の登録申請に関する更なる周知等について（依頼）

平素より介護保険行政に特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

長期入所者等の居所情報の登録手続に関する周知等については、平成27年8月17日付け老総発0817第1号・老高発0817第1号・老健発0817第1号（別添1）にて協力依頼を行ったところです。

今般、平成27年9月11日に開催された「マイナンバー広報促進関係省庁会議」（世耕内閣官房副長官主催）において、居所情報の登録手続の広報について、9月25日の申請期限を控え、再度徹底していく必要があることが確認されました。

また、これを踏まえ、総務省自治行政局長より各都道府県知事に対し、「やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者が居所において通知カードの送付を受けるための居所情報の登録に関する更なる周知等について（平成27年9月14日總行住第121号）」（別添2）が発出されたところであります、今後、各都道府県及び市町村を中心に、居所情報の登録に関する更なる周知等が行われることとされています。

については、既にご対応いただいているところとは存じますが、上記の趣旨も踏まえつつ、引き続き本件に係る周知等へのご協力を賜りたいので、貴管下の市区町村及び各介護保険施設等への周知をお願いいたします。

担当：

（入所者等の居所情報登録について）

厚生労働省老健局総務課 杉田、及川

03-3591-0954（直通）

（マイナンバー全般について）

マイナンバーコールセンター

0570-20-0178【全国共通ナビダイヤル】

老総発 0817 第 1 号
老高発 0817 第 1 号
老健発 0817 第 1 号
平成 27 年 8 月 17 日

各都道府県 介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局総務課長
(公 印 省 略)

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公 印 省 略)

厚生労働省老健局老人保健課長
(公 印 省 略)

長期入所者等がマイナンバー通知カードを入所先等で受け取るに当たっての
居所情報の登録申請等について（依頼）

平素より介護保険行政に特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
本年 10 月以降、国民一人一人の住民票の住所に対し、12 桁のマイナンバー（社会保障・税番号）を記した通知カードの送付が始まります。

これに伴い、別添 1 のとおり総務省より各都道府県に対し、「やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者に対する通知カードの送付に係る事務処理要領」（平成 27 年 7 月 27 日總行住第 78 号総務省自治行政局住民制度課長通知）が発出されたところです。

その中で、本年 10 月 5 日以降、長期間の入所等が見込まれながら、入所等期間中は住民票上の住所（以下「住所地」という。）を介護保険施設等に移しておらず、かつ、当該住所地に居住者が不在であることから、当該住所地において通知カードの送付を受けることができない方については、ご本人や代理の方から住所地がある市区町村に対して、あらかじめ入所等先を居所として登録すると、入所等先で通知カードを受け取ることができることとなりました。

居所情報の登録に当たっての手続等の概要は別添 2 の「長期入所者等で住所を移していない方がマイナンバー通知カードを入所先等で受け取るに当たっての居所情報の登録申請等に係る流れ（概要）」にまとめておりますが、各介護保険施設等においては、長期入所等中の方で施設等に住所地を移していない方に対する居所情報

の登録に関する周知及び居所情報登録申請書のご確認等につき、下記のとおりご協力を賜りたいので、貴管下の市区町村及び介護保険施設等への周知をお願いいたします。

記

1. 介護保険施設等における居所情報登録の対象者

本年 10 月 5 日以降、長期間の入所等が見込まれながら、入所等期間中は住所地を介護施設等に移しておらず、かつ、当該住所地に誰も居住していないため、住所地において通知カードの送付を受けることができない方

2. 入所者等による居所情報の登録申請の方法

入所者等において居所情報登録申請書（別添 3）に必要事項を記載の上、本年 8 月 24 日（月）から 9 月 25 日（金）までに（持参又は必着）、申請書を本人確認書類等とともに、住民票のある市区町村（政令指定都市に住民票がある方は区役所）に郵送等していただく必要があります。

詳細は総務省のウェブサイトも併せてご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/08.html

3. 介護保険施設等における居所情報登録申請書の確認等の方法

入所者等から居所情報登録申請書の確認等の依頼がありましたら、別添 4 の Q & A11 に沿ってご確認・押印等をお願いいたします。

4. 介護保険施設等における周知用のポスター・リーフレット

ポスター・リーフレットは以下のホームページから入手いただけます。

http://www.soumu.go.jp/main_content/000370650.pdf

※ 1 枚目のみ印刷したものがポスターで、1・2枚を両面印刷したものがリーフレット（別添 5）です。

ダウンロード・印刷の上、必要に応じて適宜ご活用ください。

担当 :

(入所者等の居所情報登録について)

厚生労働省老健局総務課 杉田、及川

03-3591-0954 (直通)

oikawa-yuuko@mhlw.go.jp

sugita-kouji@mhlw.go.jp

(マイナンバー全般について)

マイナンバーコールセンター

0570-20-0178 【全国共通ナビダイヤル】

9:30~17:30 (土日祝日・年末年始を除く)

総行住第121号
平成27年9月14日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者が居所において通知カードの送付を受けるための居所情報の登録に関する更なる周知等について(依頼)

居所情報の登録手続に関する周知広報・問合せ対応等については、平成27年7月28日付け総行住第80号通知等により依頼しているところであり、各地方公共団体におかれましては積極的にご対応いただいていることと存じます。

平成27年9月25日の居所情報登録の申請期限を控え、登録対象者への登録申請を促すための更なる周知等を行う必要があります。

このことに関しては、平成27年9月11日に開催された「マイナンバー広報促進関係省庁会議」(世耕内閣官房副長官主催)においても、居所情報の登録手続の広報について、9月25日の申請期限を控え、再度徹底していく必要があることが確認されたところです。

つきましては、各都道府県及び市区町村において、下記により、府内・府外の関係部局・機関等が連携協力の上、直接登録対象者に対して居所情報の登録を促す等の更なる周知等を行うようお願いします。

貴職におかれましては、域内の市区町村に対して、この旨を周知徹底していただきますようお願いします。

記

1. 更なる周知等のポイント

- ①住所地市区町村において認知している登録対象者への登録申請の促進
- ②住所地市区町村が把握している登録対象者の居所情報の活用
- ③住民向け周知等の更なる実施

2. 更なる周知等の具体的な内容

(1) 住所地市区町村において認知している登録対象者への登録申請の促進

住所地市区町村において登録対象者を認知している場合には、直接本人に対して、申請期限までに居所情報の登録申請を行うよう促してください。

(取組例)

- ・民間のDV等被害者支援団体(シェルター等)に働きかけ、保護されているDV等被害者に居所情報の登録申請を行うよう呼び掛けてもらう。
- ・地方公共団体又は地方公共団体から保護の実施を委託された者が保護しているDV等被害者に対し、居所情報の登録申請を行うよう促す。
- ・東日本大震災の被災地の住所地市町村が、仮設住宅の各世帯に出向いて、又は、仮設住宅の住民を集めた説明会を開いて、被災者に対し、居所情報の登録手続について説明し、登録申請を行うよう促す。
- ・避難先市区町村が、当該避難先市区町村内に住む被災者に対し、居所情報の登録申請を行うよう促す。

- ・ 医療機関・施設等に働きかけ、当該医療機関・施設の長期入院・入所者に対し、居所情報の登録申請を行うよう呼び掛けてもらう。
- ・ 相談等があった登録対象者に対し、居所情報の登録申請を行うよう促す。

(2) 住所地市区町村において把握している登録対象者の居所情報の活用

・ 住所地市区町村においてあらかじめ登録対象者の居所情報を把握している場合には、やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者に対する通知カードの送付に係る事務処理要領（平成27年7月27日総行住第78号）第4-1により、登録対象者の同意を得た上で、あらかじめ把握している当該居所情報（ただし、最新の居所情報に限る。）を基に送付先情報を登録することを積極的に検討してください。

なお、やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者に対する通知カードの送付に係る質疑応答集（平成27年7月27日付け総行住第79号）問19及び問20の答のとおり、当該登録対象者の同意を得る代わりに、居所に通知カードを送付する旨及び住所地への送付を申し出ができる旨を記載した通知を送付することとしても差し支えなく、また、当該登録対象者から事前に同意を得ている場合には、改めて同意を得る必要はありません。

（取組例）

- ・ 東日本大震災の被災地の住所地市町村が、あらかじめ登録対象となる被災者の居所情報を把握している場合に、当該居所情報を基に送付先情報を登録する。
- ・ 住所地市区町村が、登録対象となるDV等被害者の居所情報を把握している場合に、当該居所情報を基に送付先情報を登録する。
- ・ 住所地市区町村が、登録対象となる医療機関・施設等の長期入院・入所者の居所情報を把握している場合に、当該居所情報を基に送付先情報を登録する。

(3) 住民向け周知等の更なる実施

住民向けの周知・広報等については、潜在的な登録対象者に対し居所情報の登録手続を認識させ、登録申請を促すよう、更なる取組をお願いします。

（取組例）

- ・ 様々な周知・広報媒体を使って実施する（実施済み媒体を再度活用、未実施媒体を活用、新規に媒体を開拓など）
- ・ 繰り返し実施する（1回でなく2回、3回と実施するなど）
- ・ タイミングよく実施する（秋の大型連休（いわゆるシルバーウィーク）の前、申請期限の数日前など）

3. 更なる周知等の実施主体

都道府県・市区町村の庁内のすべての関係部局が連携協力して実施してください。また、庁外の関係機関等に働きかけ、当該庁外の関係機関等とも連携協力して実施するようにしてください。

（更なる周知等を特にお願いしたい主体）

- ・ 都道府県・市区町村における社会保障・税担当部局、住民基本台帳制度担当部局、DV等被害者の相談・保護・生活支援等担当部局（母子福祉担当部局、婦人保護施設、母子生活支援施設、児童福祉担当部局、児童相談所、児童福祉施設等）、東日本大震災被災者の相談・支援等担当部局、医療機関・施設等担当部局など
- ・ 都道府県・市区町村以外のDV等被害の相談・保護・生活支援等団体（民間シェルター団体等）、東日本大震災被災者の相談・支援等団体、医療機関・施設等

担当：総務省自治行政局住民制度課 青野、細川 03-5253-5517 (直通) 03-5253-5592 (FAX) juki@soumu.go.jp
--